

今後の治水対策のあり方に関する意見募集

結果

1. 意見募集の概要

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の検討の参考とするための意見募集を実施。(別紙4 (7~10 ページ))

(1) 意見募集対象

- 1) 幅広い治水対策案の具体的提案について
- 2) 新たな評価軸の具体的提案について

(2) 募集期間

平成 22 年 1 月 20 日～平成 22 年 2 月 19 日

2. 結果の概要

- ・ 応募総数は 403 件 (別紙 3 (5~6 ページ))
- ・ 治水対策案及び評価軸等について、様々な提案が寄せられた。
- ・ 治水対策案については、有識者会議で既に論点として挙げられた遊水地、雨水貯留浸透施設、霞堤等に加えて、水田・農地の保全、河畔林等の提案があった (別紙 1 (2~3 ページ))。
- ・ 評価軸については、治水対策による効果発現までの時間、超過洪水時における被害、生態系への影響等の提案があった。また、資産被害の軽減だけでなく人命の保護を考慮してほしい、地元住民の意見をよく聞いてほしい、地域経済への影響を鑑みるべき等の意見があった (別紙 2 (4 ページ))。
- ・ 検証対象ダムがある河川の流域にお住まいの方からの意見、個別の検証対象ダムに関する意見が多く寄せられた。

3. 公表について

「意見募集」に頂いたご意見については、氏名等の個人情報保護などの処理を行った上で、国土交通省ホームページで公表する予定である。

治水対策案に関する主な提案

- ・ ダム（治水専用ダム、流水型ダム、穴あきダム）
 - ・ 河道掘削
 - ・ 堰の撤去
 - ・ 樹木伐採
 - ・ 川の掃除
 - ・ 橋梁改築（橋梁撤去）
 - ・ 堤防整備（堤防嵩上げ、堤防（質的）強化、堤防耐震化）
 - ・ スーパー堤防
 - ・ 耐越水堤防（越水堤、巻堤）
 - ・ 破堤しづらい堤防
 - ・ ハイブリッド堤防
 - ・ モバイルレビー
 - ・ 引堤
 - ・ 放水路（地下放水路、バイパス河川、地下河川、導水トンネル）
 - ・ 計画遊水地
 - ・ 既存施設活用（ダム群連携、ダム群再編、ダム施設改良、土砂バイパス、ダム湖の浚渫、容量振替、容量買い上げ、事前放流）
 - ・ 流速低減施策
 - ・ 伝統工法
 - ・ 災害復旧
 - ・ 砂防堰堤（小規模スリット堤）
 - ・ 樹林帯、河畔林、水害防備林
-
- ・ 総合治水、流域管理、氾濫原管理
-
- ・ 貯留浸透施設
 - ・ ため池、農地（水田）貯留
 - ・ 霞堤
 - ・ 輪中堤
 - ・ 二線堤

- ・ピロティ構造（建築物耐水化）
- ・土地利用規制
- ・家屋移転、宅地嵩上げ
- ・公的水塚（平成の里山）
- ・洪水予測、情報提供、水位モニタリング
- ・危機管理
- ・水防（高度化）
- ・避難、ハザードマップ
- ・氾濫許容（床下浸水許容）
- ・保険（損害保険、水害保険）、補償、積立金
- ・森林保全、緑のダム
- ・緑化（屋上緑化）
- ・住民参加、総合学習

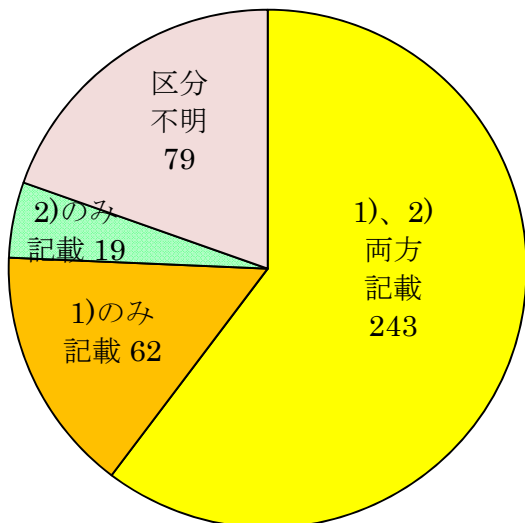
評価軸に関する主な提案

- ・ 被害軽減効果（財産、生命、リスク、洪水頻度、社会機能、工場の稼働停止、洪水エネルギー）
- ・ 段階整備による被害軽減効果発現
- ・ 超過洪水時の被害軽減度
- ・ 被害の平等性
- ・ コスト（維持管理費（堆砂の浚渫）を含んだコスト、ダム撤去費用）
- ・ 経済性（費用対効果（B/C）、内部収益率（IRR））
- ・ 地域社会への影響（公共事業が地域経済に与える影響、地域雇用（建設業）、治水対策が地域産業（漁業・観光・レジャー）に与える影響、洪水被害が企業誘致に与える影響、地域コミュニティへの影響、地域振興計画への影響）
- ・ 環境への影響（生態系、生物の多様性、新たな生息空間の創出、生物の復元率、魚類、CO₂、土砂環境、濁水、自然との調和、景観）
- ・ 利水事業への影響（渇水被害、水資源の利用、水源の確保）
- ・ 事業の実現性、土地利用計画の実現性、ソフト対策の実効性
- ・ 事業期間
- ・ 時間、迅速性
- ・ ワイズ・ユーズ・ポテンシャル
- ・ 地域の意見（地元住民の意見、住民投票結果、自治体の意見）
- ・ 地元の熟度、地域住民・地方議会・地方自治体の理解・協力
- ・ 防災意識
- ・ 心地よさ
- ・ 安全、安心
- ・ 精神的不安
- ・ QOL (Quality of Life)
- ・ 生活や文化
- ・ 宗教的価値、先住民族の権利

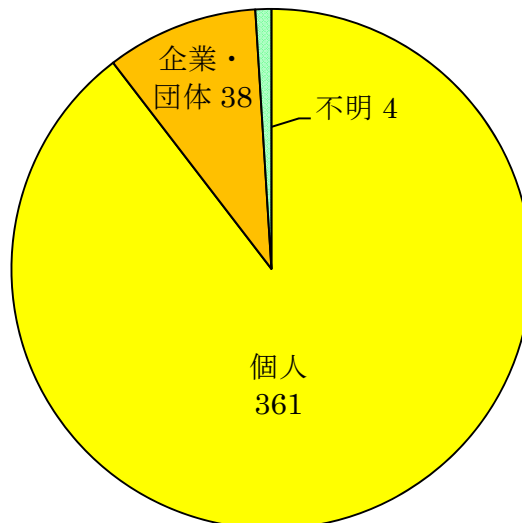
「今後の治水対策のあり方に関する意見募集」の集計結果

1. 意見の内訳

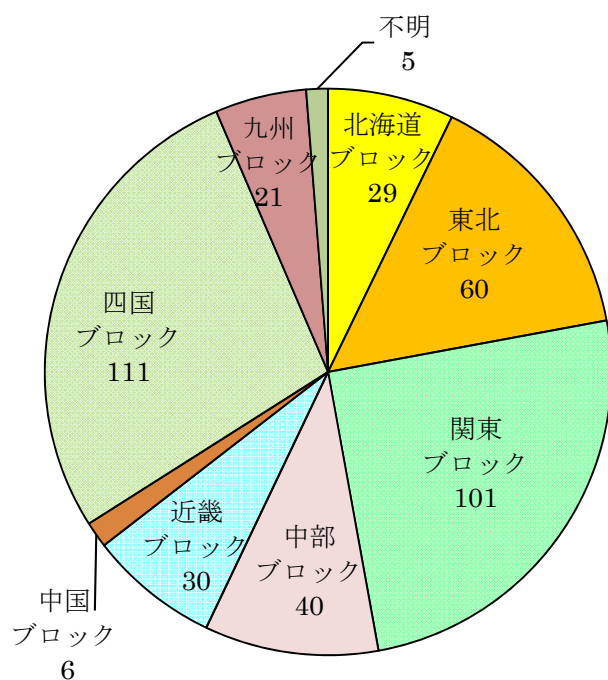
- 1) 幅広い治水対策案の具体的提案について
- 2) 新たな評価軸の具体的提案について



2. 個人、企業・団体の内訳



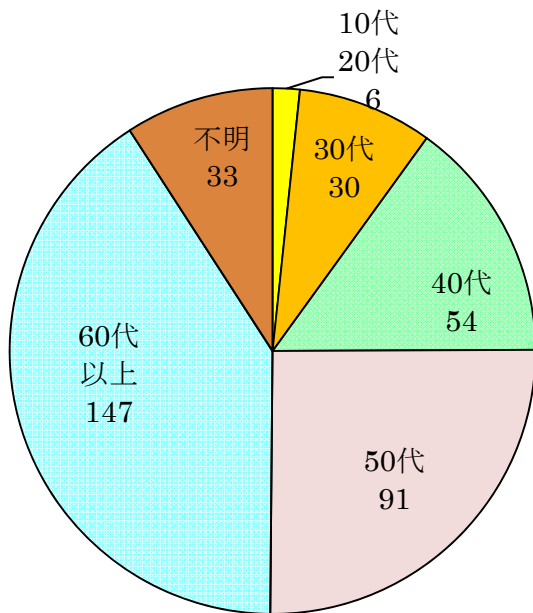
3. 住所の内訳（ブロック別）



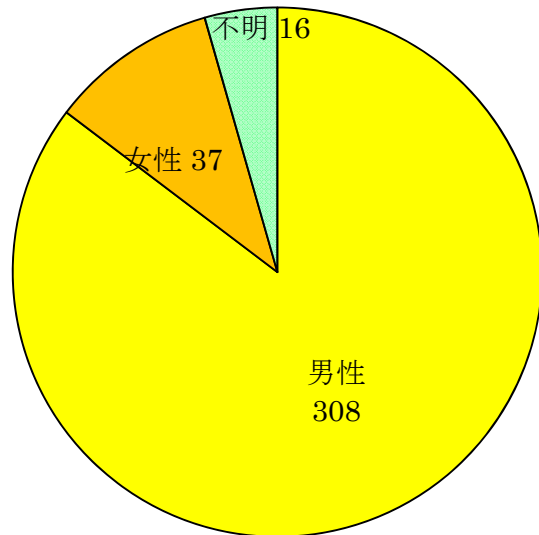
- ・北海道ブロック（北海道）
- ・東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- ・中部ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ・近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

4. 属性の内訳（個人）

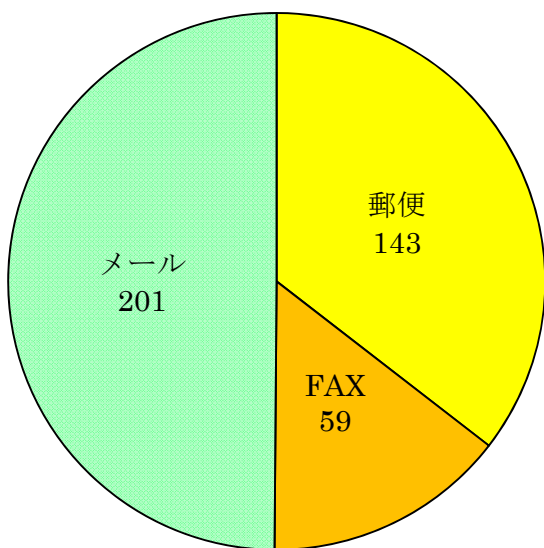
(1) 年齢



(2) 性別



5. 提出方法の内訳





平成22年1月20日

今後の治水対策のあり方に関する意見募集について (お知らせ)

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置されました。

当会議では、本年夏頃を目途に中間とりまとめを公表し、この中間とりまとめ等を踏まえて個別ダムの検証が行われる予定です。

今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

詳細は別紙「意見募集要領」参照

問い合わせ先

河川局 河川計画課 泊、舟橋

代表03(5253)8111 内線 35361、35372 直通03(5253)8445

今後の治水対策のあり方に関する意見募集について

平成22年1月20日

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置されました。

当会議では、本年夏頃を目途に中間とりまとめを公表し、この中間とりまとめ等を踏まえて個別ダムの検証が行われる予定です。

今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見募集要領

1. 意見募集対象

1) 幅広い治水対策案の具体的提案について

治水対策は、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、堤防の質的強化、遊水地、ダムの整備等に加えて、既存施設の有効活用、貯留・浸透施設の整備、森林の保全、氾濫原管理、洪水の予測や情報の提供、水防対策など被害の軽減を図る対策等を含めて、幅広い方策を検討することが考えられます。このような治水対策案に関して具体的提案を募集します。

2) 新たな評価軸の具体的提案について

治水対策案を比較するために、これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するとともに、それぞれの評価軸の有意性や限界等について検討することが考えられます。評価軸としては、例えば、被害軽減効果（経済（資産）、人命、社会機能等）、コスト（維持管理含む）、地域社会・環境等への影響、利水事業への影響、実現性、達成しうる安全度等が考えられます。このような新たな評価軸に関して具体的提案を募集します。

2. 募集期間

平成22年1月20日～2月19日（19日17：00必着）

3. 意見の提出方法

御意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、下記4. 提出先まで御提出ください。御意見につきましては、別添意見提出様式により、下記①～⑦を御記載ください。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）：

②住所：

③電話番号又はメールアドレス：

④職業（企業・団体の場合は不要）：

⑤年齢（企業・団体の場合は不要）：

⑥性別（企業・団体の場合は不要）：

⑦御意見：

4. 提出先

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

①郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

②FAXの場合：03-5253-1602

③電子メールの場合：chisuinoarikata@mlit.go.jp（件名に、「今後の治水対策のあり方に関する意見」と明記してください。）

5. 注意事項

①御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。

②御意見は日本語で御提出ください。

③なお、提出された御意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名を公表する場合があります。

④電話での御意見は受け付けておりません。

⑤皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 御参考

これまでの「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の開催状況につきましては、http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html を御参照ください。

<問合せ先>

河川局 河川計画課 とまり ふなほし
泊、舟橋
代表 03(5253)8111 内線 35361、35372
直通 03(5253)8445